

## 市谷議員 要望項目一覧

令和5年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【台風第7号被害対策】</b></p> <p>①激甚災害に指定されるよう国に求めること。災害復旧は、査定を簡易なものとし、早期復旧を可能とすること。災害復旧のための技術職を含めた人員確保を国に要請すること。</p>	<p>激甚災害の早期指定や災害査定の迅速化・簡素化については、関係省庁に緊急要望を行った。</p> <p>災害復旧時における国からの人的支援としては、「災害復旧技術専門家派遣制度」があり、今後、災害調査に関する支援や復旧工法に関する技術的に高度な助言が必要な場合には、国への派遣要請を検討していきたい。</p>
<p>②佐治町の孤立集落内に救急車が到達できず、食べ物を喉に詰まらせた方の救急搬送が遅れ、死亡した。孤立集落（8/16午後6時半現在・78世帯139人：鳥取市佐治町・八頭町）の早期解消、水・電気等の早期復旧、食糧支援、通勤手段確保、住民の健康管理を徹底すること。</p>	<p>佐治町等の孤立集落については、8月18日をもってすべて解消されたところ。今回の災害対応について、早期に市町村と防災対策研究会等を開き、対応方策を検証する。</p>
<p>③佐治川ダムが8月15日16時40分に緊急放流された直後、佐治川の水位が上がり、橋が崩落したと聞き、被害を拡大したことが考えられる。県対策本部資料では、一般的にはダム等の事前放流を示唆しながら、佐治川ダムについては、「洪水調節容量」を超える危険性を指摘し、「超えたら緊急放流する」という判断をしている。しかし、住民の完全避難は前提としつつも、「洪水調節容量を超える前の事前放流」が必要だったのではないかと考える。検証し、対応を改善すること。また、佐治町・用瀬町では、9時53分にレベル4の「避難指示」が出されてはいたが、避難所に避難した方が数人で、「緊急安全確保」の指示が佐治町・用瀬町に出されたのは16時17分と、16時40分の「ダムの緊急放流直前」であったこと、鳥取市全域では、ダムの緊急放流と同時の16時40分に突然「緊急安全確保」が出されたことは、大問題である。佐治町の住民は、「ずっと、何度も「緊急安全確保」のアラームが鳴っていた」「ダムの緊急放流の後にアラームが鳴った」という印象をもち、鳥取市全域では突然のアラームにパニックになっており、適切に避難誘導できたのか疑問である。「ダムの緊急放流」よりもっと早くに「緊急安全確保」の指示を出すべきだったのではないかと考える。検証し、改善すること。</p>	<p>佐治川ダムでは今回の台風による降雨が予想されたため、台風が襲来する前に事前放流を実施した。また、緊急放流は、佐治川ダム操作規則に基づき、洪水調節容量を超えないように実施している。</p> <p>今回の災害対応を踏まえ、早期に市町村と防災対策研究会等を開き、対応方策を検証する。なお、鳥取市の市全域への緊急安全確保の発令については、16時40分鳥取市に大雨特別警報が発表されたことに伴い市の基準に従い発令したと聞いている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④8月15日16時40分、鳥取市全域に「緊急安全確保」の指示が出て、アラームとサイレンが鳴り響き、自宅の2階や遠隔地に避難できない高齢者や障がい者等が近くの小学校に避難したが、鳥取市中心部では避難所開設されていない学校が多数あった。夜中になってようやく各小学校の2階に避難所が開設されたが、それでは遅い。また、小学校はカギをもっている学校長が到着するまで避難所開設ができず、対応が遅れる。今回の対応を教訓とし、水害時の避難所の早期開設のあり方について検証し、改善すること。</p>	<p>今回の災害を踏まえ、早期に市町村と防災対策研究会等を開き、対応方策を検証する。</p>
<p>⑤避難所となる小学校や体育館にテレビやインターネットの環境を整備すること。特にテレビは刻々と変わる災害情報を共有する上で必要である。また、学校の特別教室や体育館にエアコンを整備すること。</p>	<p>避難所となる学校のWi-Fi環境について、県立学校においては、これまで整備した各校1箇所（1つの体育館）に加え、6月補正予算により、他の体育館、武道館等においても今年度中に追加するよう、現在準備を進めているところである。</p> <p>避難所公立小学校体育館のWi-Fi環境については、市町村が緊急防災・減災事業債を活用して整備する場合、必要な経費の一部を県が補助する制度を設けている。</p> <p>テレビについては、現在スマートフォンでも視聴可能であるため、避難所毎にどのような環境を整備するのが適当か、各市町村の判断による整備が適当である。</p> <p>特別教室のエアコンについて、高等学校では未設置の芸術系・理科・社会系の全教室と専門教室の一部について、令和5年度より順次設置することとしている。特別支援学校では、全ての特別教室に整備済みである。</p> <p>体育館のエアコンについて、校舎等の老朽化改修整備を優先するため、当面整備予定はない。特別支援学校では、ほぼ全ての学校で整備済みである。</p> <p>避難所の資機材については県防災・危機管理交付金等による整備が可能であり、市町村に対し、当該交付金の活用も含めた避難所の環境整備を働きかける。</p>
<p>⑥防災行政無線がこだまして声が聞き取れない。改善し、個別住宅に情報が届くようにすること。</p>	<p>住民への災害に関する警報や避難指示等の伝達は、災害対策基本法により、市町村長の責務とされており、各市町村において、防災行政無線の整備等が進められている。</p>
<p>⑦床上・床下浸水は、1戸であっても被災者住宅再建支援制度を発動し、支援すること。せめて見舞金を支給すること。災害救助法の応急修理を周知・活用し、被災住宅を支援すること。</p>	<p>鳥取県被災者住宅再建等支援制度では、県と市町村の共同事業で基金を積立て、県と市町村の協議により発動要件を決めているが、現行制度に対して市町村からは新たな見直しの要望は出ていない。</p> <p>見舞金については、「小災害被害者に対する見舞金給与」制度に定める基準に該当する場合は支給を行う。</p> <p>災害救助法による「住宅の応急修理」として対象となる修理については、国が定める基準に従い国と県で経費負担をしているところ。法適用市町と連携して、該当となる場合には住民等に制度案内を行っていく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
⑧電気、上下水道のライフラインを早期復旧すること。	<p>台風第7号の豪雨により、鳥取市と八頭町において橋梁や河川護岸の崩落（管路の破損）を原因とする水道の断水や汚水の漏出が発生した。</p> <p>これらの被害に対しては、上下水道事業者である市町村において、発生直後からペットボトルの配布や給水車派遣等の応急対応を行いつつ管路接続等の仮復旧作業を進めており、現時点で未完了の下水道1地区（鳥取市大村地区）についても、可能な限り速やかな仮復旧を目指して取り組まれているところ。今後、速やかな本復旧に向けて、国庫補助制度を活用する等、県としても引き続き市町村の取組を支援して参りたい。</p>
⑨梨の落果被害（河原町水根：台風6・7号被害）が出ている。共済・収入保険未加入農家もある。被害補償、また加工ができるよう支援すること。また、落果防止の棚は、高知県のように太いパイプを使って、梨の揺れを少なくし、落下防止の効果をあげるよう研究し改良すること。共済制度は、対象となる梨の品種を拡大し、契約額100%の支給となるようにすること。（以前「秋栄」が対象外で共済に入りそびれている例がある。財源不足から契約額100%支給とならなかった例がある）。	<p>落下梨の加工販売については令和5年台風第7号農作物風評被害対策事業により支援することとしている。また、高知県等で導入されている梨のパイプ棚は、本県で普及している平棚に比べて落果防止効果が高いことは県園芸試験場で実証済みであり、パイプ棚導入を鳥取梨生産振興事業の補助対象として支援している。</p> <p>なお、現在本県で栽培されている梨品種はすべて共済制度の対象となっており、被害等が発生した際には契約に基づいた共済金が支払われている。</p>
⑩河川の氾濫等によって冠水した農地や農作物の被害に対し支援すること。	<p>農地の復旧については、耕地災害復旧事業やしっかり守る農林基盤交付金で支援する。また、農作物被害については農作物緊急防除支援事業により支援する。</p>
⑪佐治川や国道482号では、2つの橋（高山橋・旧刈地橋）と、護岸、道路がいくつも崩落している。早期復旧すること。	<p>被災箇所について、早期の日常生活回復に向けて、道路・河川等の機能を確保するため応急工事を実施済。今後、災害査定を迅速に実施し、早期復旧に繋がるように国と調整していく。また、2つの橋の復旧については、管理者である鳥取市と連絡を密にして、災害査定をはじめ復旧に向けた支援を行っていく。</p>
⑫佐治町上大井では、2月に開通した市道と近隣住宅が、水路に土砂や木切れが溜まって冠水被害にあっている。被害対策をとること。新道の建設によって、従来の水路が深くなったり、蓋ができたりと構造が変わり、水や土砂がたまりやすくなり、地元での管理が難しくなっている。県道に格上げし、管理が徹底できるようにすること。ひとつもない街灯や道路標識を設置すること。	<p>3月に開通した市道における水路内の堆積土砂等の撤去について、道路管理者である鳥取市へ確認したところ、道路への流出土砂を含めて撤去済みとの事である。</p> <p>県道への格上げについては、並走する現国道の移管を伴うことから、鳥取市も含めて、道路網としての在り方を検討することとしたい。</p> <p>道路管理者である鳥取市へ確認したところ、道路照明灯については、6月に下流側の橋梁付近に設置されたほか、道路標識も順次整備予定との事である。</p>
⑬用瀬町別府の道路が崩落しており、早期復旧すること。また、付近の高齢者施設（「キリンの里」）は当面利用が困難と考える。入所者は、体育館ではなく、健康管理できる環境での避難とすること。	<p>早期の日常生活の回復に向け、早期復旧に努める。</p> <p>お示しのキリンの里もちがせについて現状確認を行ったが、災害前どおり施設は運営を続けており、入所者は施設への入所を継続している。警察、消防等からの避難指示も無く、ご家族の希望も無いため、他施設への移動等は行っていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑭佐治町にある「ダイヘン」の工場が浸水被害にあっている。事業所に対し被災支援すること。また、国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（「グループ補助金」）は1事業所からでも利用できるような要件緩和を国に求め、被災事業所に積極的に制度を紹介すること。</p>	<p>物価高騰等様々な危機が続く中、台風7号により広範囲にわたる被害が発生したことから、8月補正予算（専決処分）において、生産性向上や災害対応力の強化を図りながら被災設備の復旧の取組を行う事業者への支援制度を創設した。 ダイヘン産業機器(株)については、企業側と連絡をとりながら対応していく。 なお、被災状況に応じて国が事象指定して予算化する国のグループ補助金は、複数の事業者による復旧の取組を支援対象としたものであるが、令和2年度からは、グループを組成する必要のない「なりわい再建支援補助金」も制度創設されており、今後これらの制度に係る国の予算化等の対応状況を踏まえながら県の対応を検討していく。</p>
<p>⑮河原町中井窯が浸水被害にあっている。原因となった河川の改修、空洞化している敷地の改修、窯の被害支援をすること。同窯の坂本章氏は、県無形文化財保持者の指定を受けており、県として保護し、継承する立場から、被災支援をすること。また、河川からの浸水を繰り返さないためのコンクリート壁を整備すること。</p>	<p>物価高騰等様々な危機が続く中、台風7号により広範囲にわたる被害が発生したことから、8月補正予算（専決処分）において、生産性向上や災害対応力の強化を図りながら被災設備の復旧の取組を行う事業者への支援制度を創設した。今後、事業者とも連絡をとりながら対応していく。</p>
<p>⑯河原町北村の牛舎やその敷地内に泥水が入り込み、牧草等が使えなくなっている。泥出しや牧草への支援をすること。</p>	<p>畜産経営の継続に係る経費の支援について、「令和5年台風第7号被害農業施設復旧支援事業」により支援する。</p>
<p>⑰鹿野町河内では、上水道の白濁状態が続いている。飲料水の確保をすること。</p>	<p>鹿野町今市・寺内においては、近接河川の影響による水源（浅井戸）の白濁が生じており、発生直後の8/16から鳥取市が給水車派遣・応急給水袋の配布による応急対応を行った。 なお、鹿野町河内においては水道の白濁は確認されていない。</p>
<p>⑱鹿野町矢原地内の県道の崩落の改修を急ぎ、生活道の確保の万全を図ること。</p>	<p>早期の日常生活の回復に向け、早期復旧に努める。</p>
<p>⑲賀露等の港湾や海岸に溜まっている木くずを撤去すること。</p>	<p>鳥取港内の漂流物については8月17日から撤去を始め、8月19日には船舶の航行ができる状況を確保し、残る漂流物についても撤去を進めている。その他海岸についても関係機関とともに漂着物撤去の準備を進めており、早期撤去に向け取り組んでいる。</p>
<p>⑳災害救助法の適用が、鳥取市、三朝町、八頭町だけとなっているが、全県的に避難所を開設した市町村があるため、県下全市町村を対象とすること。また災害救助法の適用によって活用できる、泥など障害物除去の支援制度を住民に周知し、募集すること。また県独自に泥出し等への支援制度を創設すること。</p>	<p>災害救助法は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じており継続的に救助を必要としている市町村について適用されるものであり、市町村の意向も確認の上、大雨特別警報が発表されていた鳥取市、緊急安全確保が発令されていた八頭町、町全域に避難指示が発令されており町から適用の希望があった三朝町について適用した。今後も大規模な災害が発生又は予見されるときは、市町村と調整の上で適切に災害救助法を適用する。 災害救助法による「障害物の除去」として対象となる土石、竹木等の撤去については、国が定める基準に従い国と県で経費負担をしているところ。法適用市町と連携して、該当となる場合には住民等に制度案内を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②八頭町の私都川は、護岸、河川道、橋がいたところで崩落している。早期復旧すること。また、周辺の田畑が冠水しており被害支援すること。</p>	<p>被災箇所について、早期の日常生活回復に向けて、道路・橋りょう及び河川等の機能を確保するため応急工事を実施している。今後本格的な復旧に向けて、災害査定を迅速に実施し、早期完成に繋がるように国と調整していく。また、農道橋や町道橋等の復旧については、管理者と連絡を密にして、災害査定をはじめ復旧に向けた支援を行っている。冠水した農作物について、「農作物緊急防除支援事業」により支援する。</p>
<p>②八頭町福地では、裏山から水が大量に流れ出し、住宅や敷地内に泥水が流れ込んでおり、住宅や農地に対し支援すること。また、裏山は急傾斜地対策で県が砂防工事し、水路が作られてはいるが、川につながっておらず水の逃げ場がなく、被害を拡大している。対策を講じること。</p> <p>「福地 219 番地」では床上浸水しており支援策を講じ、災害ゴミの収集を支援すること。「福地 302 番地宅」の農地が私都川護岸とともに崩落しているため、護岸整備と一体で復旧すること。</p>	<p>農地の復旧については、「耕地災害復旧事業」や「しっかり守る農林基盤交付金」で支援する。</p> <p>「福地 2 1 9 番地」の住宅では山から雨水が流れ込み床下浸水はあったが、すでに土砂等は住民等により撤去されており、支援の要望はないと八頭町から聞いている。現在、急傾斜地対策工事で水路を施工中であり、流末となる用水路へ既に接続している。</p> <p>なお、急傾斜地対策工事で未整備となっている上流水路は、今後整備する。私都川護岸の被災箇所については関係機関と調整し、迅速な災害復旧を目指していく。</p>
<p>③八頭町麻生では、私都川麻生橋下の河川護岸が崩れ、飲み水がとれない。改善すること。</p>	<p>被災箇所について、水道復旧の応急工事を八頭町により実施している。今後も八頭町と協力し、迅速な災害復旧を目指していく。</p>
<p>④八頭町落岩では、私都川の護岸が崩れ、床下浸水している。被害支援すること。また、上水道は復活したが、下水管が壊れ汚物が垂れ流しとなって異臭が酷い。早期に対策を講じること。避難所となる集会所が河川近くで避難できない。安全な場所への移転のための支援をすること。</p>	<p>八頭町落岩における下水管路の損傷及び汚水の漏出については、8/21 に管路接続等の仮復旧が完了している。現在、八頭町において河川管理者等の関係者と調整しながら本復旧方針を検討されているところであり、速やかな復旧に向けて、県としても引き続き市町村の取組を支援して参りたい。</p>
<p><b>【7月13日からの大雨被害対策】</b></p> <p>①床上・床下浸水が発生した鳥取市福部町高江・細川・湯山、吉岡温泉等について、鳥取県被災者住宅再建支援制度を発動し、床上・床下浸水の被害住宅に支援すること。床下の排気口の浸水を防ぐ機材設置を財政支援すること。</p>	<p>7月13日からの大雨については、被害規模が鳥取県被災者住宅再建等支援制度の発動要件に達しなかったため、制度の発動はできない。</p> <p>床下換気口は、特別な機材を使用しなくても、安価な方法で浸水対策をすることが可能であるため、財政支援は考えていない。</p>
<p>②床上浸水や土砂で被災した事業所がある。(鳥取市福部町岩戸「海に見えるカフェ駄駄」、福部町高江「美容室リジューム」、福部町湯山「光急行」、福部町湯山「錦園」「皆川園」)。鳥取県西部地震や2年前の豪雨被害で行った、事業所への再建支援を行うこと。岩戸は裏山の崩落対策をとること。</p>	<p>8月補正予算(専決処分)において、生産性向上や災害対応力の強化を図りながら被災設備の復旧の取組を行う事業者への支援制度を創設しており、7月の豪雨災害についても、柔軟に対応することとしている。</p>
<p>③鳥取市福部町湯山「皆川園」では、梨園が土砂崩れし、スプリンクラーや果樹を運搬するレールが損壊して、今後の収穫にも影響する。修理代を支援すること。</p>	<p>スプリンクラーやモノレールの復旧については、「耕地災害復旧事業」や「しっかり守る農林基盤交付金」で支援する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④鳥取市福部町高江では、大雨警報の中、樋門が締め切れ、雨水が行き場を失い、住宅地や付近に約1メートル水が溜まり、浸水被害が発生した。住民が朝8時に出動依頼してから1時間後ようやく排水ポンプ車が来たが、浸水した後であった。また、この周辺は、地盤沈下が進み、橋の高さが低くなり、木切れなどが詰まり、水の流れを止めて、水害を引き起こす要因にもなっている。検証し、対策を検討すること。	内水対策は市町村が主体的に行う業務である。
⑤鳥取市松原では湖山池に雨水が流れず、下水・汚水逆流を繰り返している。対策をとること。	雨水排水は市町村が主体的に行う業務である。
⑥鳥取市吉岡温泉では、バイパス完成やマス撤去後、冠水が酷くなつたと聞く。対策をとること。	実態を確認し、旧道の管理者である鳥取市とも協議しながら、必要な対策を検討していく。
⑦鳥取市安長は住宅が急増している。大井手川からの冠水対策の排水ポンプの容量を増やすこと。	排水ポンプについては、鳥取市が行う内水排除のための施設である。
⑧鳥取市高江町の湖山池への排水溝が小さく団地内に冠水している。対策をとること。	内水対策は市町村が主体的に行う業務である。
⑨多鯰ヶ池からの水路が土砂で詰まり、鳥取市福部町湯山の家・事業所に土砂が流入している。対策をとること。	農業用排水路への土砂流入については、「耕地災害復旧事業」や「しっかり守る農林基盤交付金」で支援する。
⑩鳥取市御熊の土砂崩れは、林業の作業道から崩れ、電柱を支える鉄線を引っ張り危険である。復旧を急ぐこと。崩れやすい林業作業道は対策をとること。	作業道整備においては鳥取県森林作業道作設指針を定め、崩れにくい作業道の整備を指導しているところであり、引き続きその周知を図る。
⑪鳥取市金沢の土砂崩れは、県の復旧工事完了後に、再発している。バス路線で、一定の交通量もあるところであり、復旧方法を再検討し、崩れにくい工法に変えること。	当該箇所は交通安全事業により歩道整備中の区間であるが、7月13日の大雨により土砂流出が発生したことから工法を再検討し、必要な対策を進めていく。
⑫鳥取市内海中（上野宅裏山）は、堰堤から下が土砂崩れし、家屋被害が懸念される。対策をとること。	内海中関係者、鳥取市と現地確認（7月28日実施）を行ったところ、7月13日の大雨当日は、家屋裏の水路から流出泥水が溢れ、家屋敷地内に浸入したことを確認した。 また、土砂崩れの発生は確認されなかった。 現地確認の結果、流出泥水が溢れた水路は鳥取市管理であり、その対策は鳥取市が検討される。
【マイナ保険証・社会保障関係】 ①マイナンバーカードと保険証の一体化は一旦停止し、健康保険証は廃止せず存続させるよう国に求めること。完全・確実な総点検ができるよう、秋までとした総点検の期限延長を国に求めること。	健康保険証とマイナンバーカードの一体化（健康保険証の廃止）については、オンライン資格確認システム等を通じた医療情報の利活用の恩恵を享受する体制を構築するため、国において検討されているものと考えており、マイナンバーカードと保険証の一体化の停止や健康保険証の存続について、国に要望することは考えていない。 11月までとされている総点検の期限については、全国知事会を通じて、確実な点検のため柔軟に対応するよう要望しているところである。

要望項目	左に対する対応方針等
②国民健康保険料が上がらないよう、第3期都道府県国保運営方針などを利用して、国保料統一を自治体に押し付けないこと。県国保財政安定化基金を活用し、廃止された激変緩和策の代替策や、保険料引き下げのための手立てを講じること。	<p>今後も被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療の発生による保険料の増加のリスクを県単位で軽減・分散するため、保険料水準の統一は必要と考えており、市町村とよく議論をして進めていきたい。</p> <p>また、国民健康保険財政安定化基金を活用した保険料の引下げについては、市町村と協議し、方針を決定することとしている。</p>
③後期高齢者医療保険料上昇が検討されているが、基金の活用や、県が独自支援する等して、保険料上昇を抑える手立てを講じること。	<p>令和6・7年度の後期高齢者医療保険料は、鳥取県後期高齢者医療広域連合が、保険給付費等を基に決定することとなっている。</p> <p>令和4・5年度の保険料について、鳥取県後期高齢者医療広域連合及び県の基金を保険料の上昇幅の抑制に活用しており、令和6・7年度の保険料についても鳥取県後期高齢者医療広域連合と対応を協議していく。</p>
④高齢者施設は年金の範囲に収まる利用料となるよう国に求めること。施設に入れない高齢者やその家族に介護手当を支給すること。	<p>介護保険施設の利用料については、特定入所者介護サービス費など収入の少ない方に対する制度対応も行われているところであり、年金収入範囲の負担とするよう国に求めることは考えていない。また、施設への入所までの間は、要介護度に応じて居宅介護サービスを提供しているところであり、家族手当等の支給は考えていない。</p>
【コロナ関係】	
①コロナ第9波ともいうべき状態となっている。空床補償の継続・増額、外来・入院治療費の無料化、治療薬の無料化の継続を国に求め、県独自にも支援すること。	<p>9月末までとされている、新型コロナウイルス感染症の病床確保（空床補償）、入院医療費の一部公費負担、治療薬の無料化については、国に継続等の検討を求めており、県独自の支援は考えていない。</p>
②コロナ5類化以降、病院の経営悪化が顕著化している。病院経営が維持できるよう、病院のコロナ資金の返済減免、経営維持給付金の実施、診療報酬の引き上げを国に求め、県独自にも支援すること。	<p>5類移行後も、新型コロナウイルス感染症対応に必要な設備整備補助や入院病床確保要請に係る空床補償、PCR検査費用補助等、病院、診療所等に対する必要な支援を継続しているところである。</p> <p>あわせて、9月末までとされている医療費や確保病床等に係る公的支援の継続や新型コロナウイルス感染症に関連する診療報酬の増額、及び物価高騰による影響も踏まえた臨時的な診療報酬の改定等の全国一律の対策を講じることなどについて、全国知事会等を通じて国へ要望しているところであるが、借入金の返済免除や経営維持のための給付について、県独自で支援することは予定していない。</p>
③コロナ特例生活福祉資金の返済免除の対象拡大を国に求め、長野県のように、県独自の返済免除制度を創設すること。	<p>生活福祉資金に係る返済免除対象は、令和5年5月8日に緩和されており、更なる対象拡大に係る国への要望や県独自の返済免除制度の創設は考えていない。</p>
④5類化以降、コロナ及びコロナ関連死が起きていないか明らかにすること。	<p>新型コロナウイルス感染症の死亡者数については、5類化に伴い、人口動態統計により把握することとされており、5月以降の死亡者数は10月以降に順次判明するため、当該統計により確認することとしている。</p> <p>なお、国においては、感染症法第15条第2項に基づき収集している死亡情報（死亡診断書（死体検案書）の情報）により、COVID-19関連死亡数（全国）の分析を行い毎月公表しており、7月下旬に公表された5月の関連死も含めた死亡数は全国で1,367人（うち新型コロナが最も死亡に影響した死者610人）で、前月比で58人減少している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【物価高騰・猛暑関係】</b></p> <p>①物価高騰に対する自治体への臨時交付金を継続・増額するよう国に求めること。</p> <p>②電気代、ガソリン代、ガス代への国の支援を継続・充実するよう国に求めること。</p>	<p>物価高騰等の影響により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、地方創生臨時交付金をはじめ国として機動的に所要の措置を確実に講じるとともに、情勢に応じ、柔軟で効果的な燃油や電気・ガス、原材料等の価格高騰抑制措置を継続し、全国一律の支援が必要な各種エネルギーの価格抑制対策については国の責任において実施するよう、国に対して働きかけていく。</p>
<p>③物価高騰に対する家庭への支援は、非課税世帯以外にも広げること。</p>	<p>物価高騰に対する生活困窮者への支援については市町村と協調したものであり、市町村の判断により、非課税世帯以外への支援も可能としている。</p>
<p>④猛暑による熱中症で死亡する例が出ている。エアコン設置の支援対象を拡大し、修理費用も支援すること。家庭の電気代や、クールシェアのための地域の集会場や公民館等の電気代を支援すること。</p>	<p>生活保護世帯が一定の要件を満たした場合に冷房器具の購入支援を行っており、更なる支援拡充に係る国への要望等については考えていない。</p> <p>家庭の電気代については、生活困窮者等を対象とした光熱費助成を国の交付金等を活用し措置しているが、今後については、国の追加支援策の動向を注視していく。</p> <p>クールシェアのための地域の集会場や公民館等の電気代支援については考えていない。</p>
<p><b>【子育て・教育関係】</b></p> <p>①18歳までの子どもの医療費無料化を国の責任で実施するよう求めること。子どもの医療費助成等、特別医療費助成に対する国保の減額措置をやめるよう国に求めること。18歳までの国保料均等割を、国の責任で無料にするよう求めること。</p>	<p>令和5年6月に、国の責任において小児医療費に関わる全国一律の助成制度を創設することを要望した。</p> <p>また、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう国に要望した結果、子どもの医療費助成に係る減額措置を廃止する方針が示されたところだが、子どもだけでなく、その他の特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置の廃止について、引き続き国に要望していく。</p> <p>子どもの均等割については、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の5割を減免する措置が実施されているが、均等割の軽減の対象範囲及び軽減割合の拡充について、国に対して要望しているところである。</p>
<p>②保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを行い、正規保育士を増やすこと。</p>	<p>令和5年6月に、保育士の配置基準の見直しと処遇改善を実行するよう国に要望した。</p>
<p>③県内の保育士養成学校が定数割れし、潜在保育士の就業も進まず、保育士不足が解消されないままである。こうした中、新たな保育士養成学校創設の動きがあるが、問題解決にはならない。現在ある県内の保育士養成学校の意見をよく聞き、連携しながら、保育士の地位向上策や、保育士が離職せず働き続けることができる環境整備策を検討すること。</p>	<p>県内の保育人材確保に向けては、県と学校法人藤田学院で「保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定書」を締結し、両者が連携して保育人材の確保と定着に向けた取組を進めているところである。</p> <p>また、保育士・保育所支援センターを鳥取県社会福祉協議会に委託して設置し、保育の魅力発信、学生や潜在保育士等の就職支援、就職後の悩み相談窓口などの取組を実施しているところであり、また今年度新たに潜在保育士等に対する実態調査を実施し、早期の復職支援を行うとともに、離職防止や職場環境の充実に向けた施策検討を行うこととしている。引き続き関係機関と連携して保育人材確保に向けた取組を進めていく。</p>
<p>④0～2歳児も含めた保育料を、完全無料化すること。</p>	<p>令和5年6月に、幼児教育・保育の完全無償化について国に要望した。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤小中学校、特別支援学校の給食無償化を国に求めると同時に、県独自にも進めること。学校給食の地産地消や有機農産物の活用を推進するため、食材となる農産物の栽培への支援策をつくること。</p>	<p>小中学校、特別支援学校への給食費の支援については、県が直接支援をすることは現時点で考えていない。なお、小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うよう令和5年7月に国へ要望した。</p> <p>有機農産物の栽培支援については、有機農業の専門的な知識を有し、有機JAS制度や有機農業に関する技術指導ができる人材育成を行うとともに、有機栽培生産者に対して機械導入支援等を行っている。</p>
<p>⑥高校生のタブレット購入経費を支援すること。</p>	<p>県立高校生のタブレットについては、他県の対応状況や更新費用等も踏まえ、入学者に自費購入していただいております。併せて、県内に保護者等が在住する生活保護受給世帯及び住民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、高校生等奨学給付金により新入学に必要な学用品を含む授業料以外の教育費を支援していることから、補助対象の拡充等は考えていない。</p>
<p>⑦大学・大学院の授業料を引き下げ、給付型奨学金制度の対象拡大を国に求めること。県奨学金の返済減免制度を創設すること。</p>	<p>国において令和6年度からの実施に向けて、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）で現在対象外の間所得層について、負担軽減の必要性が高い多子世帯や理工農系の学生等に対象を拡大すること、返済中の奨学金の軽減について、月々の返還金額を減額する減額返還制度に関し、利用可能な年収上限を引き上げることなどが検討されていることから、動向を注視していく。</p> <p>県の奨学金については、生活保護受給や低所得の場合、災害・傷病・失業その他やむを得ない理由により返還が困難な場合に相当の期間、返還を猶予することができることとしていることから、新たに返済を減免する制度を設けることは考えていない。</p>
<p>⑧小中学校、高校、大学のトイレに生理用品が配置できるよう支援策を講じること。</p>	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めていることから、一律に学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p> <p>大学においては、学生支援の取組の中で、生理用品の無償配布やトイレ配置の試行を行うほか、保健室への配備など実情に応じた対応を行っており、県として支援することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【原発・エネルギー関係】</b></p> <p>①島根原発1号機は、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料の再処理工場の完成が遅れていることから、廃炉完了時期が4年遅れることとなった。核燃料サイクルの破綻を示すものである。廃炉計画変更について、住民説明の機会を増やし、県議会にも説明し、安全協定上の「事前了解」を鳥取県でも得るよう、中国電力に求めること。核燃料サイクル（プルサーマル計画）を前提とした、島根原発2号機の再稼働、島根原発3号機の新規稼働の手続きは一旦停止するよう中国電力に求めること。</p>	<p>原発の廃止措置計画の変更については、安全協定に基づき県へ事前報告され、県は安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞き、回答することとしている。中国電力には住民や県議会にも説明するよう伝えている。</p> <p>島根原発2号機の再稼働、3号機の新規稼働については、中国電力に安全を第一義と伝えている。</p>
<p>②鳥取風力発電計画・鳥取西部風力発電計画は、関係自治会に設置を求める契約書を結ばせており、事実上住民への設置強制となっている。契約書を撤回するよう事業者を指導すること。</p>	<p>契約については、自治会と事業者の間で交わされる私契約であり、各自治会の会則等に基づき締結されるものであることから、その契約について県は指導する立場にない。締結された契約について錯誤や詐欺があった場合など不当なものであれば、民法の規定に基づき、当事者間で取り消し等が行われるものであると考え。</p>
<p>③新北条砂丘風力発電計画のエリアは、海岸保全区域、保安林があり、風力発電設備の設置は不可能である旨、環境アセスの「知事意見」に盛り込むこと。よって、計画を撤回するよう事業者に求めること。</p>	<p>環境影響評価法における手続きでは、事業者から提出された図書（方法書など）に対して、専門家や市町村のご意見を踏まえ、環境影響評価の項目や調査・予測手法等について環境保全上の見地から知事意見を述べるものであり、許認可の審査を行うものではない。</p> <p>風力発電施設の当該エリアへの設置可否を含む事業計画の実現性については、今後、事業者自らが規制に係る関係法令を確認したうえで判断されるものである。</p>
<p>④バイオマス発電工場で火災が発生した事例が鳥取県内にある。現状の消防法では発電施設は除外されている、防火水槽・消火栓の設置の義務化を国に求めること。また県独自に設置を促すガイドラインを整備すること。</p>	<p>発電工場については、消防法に基づき消防局による立入検査を実施している。</p>
<p><b>【平和・基地関係】</b></p> <p>①自衛隊美保基地に、6月23日には米軍C130輸送機が飛来し、7月21日には米軍F16戦闘機が緊急着陸した。米軍に抗議し、再発防止を求め、飛来した理由、緊急着陸した原因及び美保基地で何をしていったのか説明を求めること。また、防衛省が、美保基地配備のC2輸送機に長射程ミサイルを搭載する検討に入った。事実上、「戦闘機化」するものである。美保基地は輸送機能の基地であり、戦闘機の配備は認めていない。「戦闘機化」及び配備の中止を求めること。</p>	<p>両事案については、原因究明や再発防止等の申入れを国に対して行った。また、輸送機へのミサイルの配備については、令和5年度から実現可能性の調査研究が開始されたところであり、具体的に配備する輸送機の種類や基地などは決まっていない。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>
<p>②重要土地等調査法に基づき、鳥取県内の自衛隊の美保基地、米子駐屯地、美保通信所、高尾山分屯基地の周辺1キロが区域指定された。住民説明会の実施を国に求め、実施しないのであれば区域指定を取り消すよう求めること。</p>	<p>本県では、米子市及び境港市の一部が、重要土地等調査法に基づき8月15日に区域指定されたところである。県としては、国の責任において住民への丁寧かつ十分な説明を実施するように引き続き要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③鳥取県内では米軍機の低空飛行訓練が繰り返され、住民が恐怖におびえている。飛行中止を求めること。国の責任で騒音測定器・監視カメラを設置するか、鳥取県が設置する場合、国が支援するよう求めること。若桜町、八頭町で騒音測定器設置のための調査を実施することだが、時期を明らかにし、調査は、鳥取市も含め、期間は3か月以上とすること。	米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置するよう継続して要望しているところである。特に目撃情報が多い地域である八頭町及び若桜町において、米軍機の騒音に関する現地調査を実施するよう調整しており、具体的な調査時期や調査期間等は両町の意向を踏まえて今後、国と協議していく。
④1982年に鳥取県河原町北村（現鳥取市河原町）に米軍機が墜落した。パイロットが死亡したとの証言があるが、その認識はあるのか、墜落原因とあわせて、国に尋ねること。また、当時捜索に当たった地元住民とその家族に慰労金を出すよう国に求めること。	1982年に米軍機2機が衝突し鳥取市及び河原町などに墜落した事故があり、乗組員1名が死亡したことは承知しているが、県としては、当時の詳細な記録が残っていないところであり、今後、追加の対応までは考えていない。
⑤自衛官及び自衛官候補生の募集について、募集対象者の名簿が自治体から提供されているが、プライバシーの侵害である。名簿提供を自治体に求めないよう国に求めること。また、本人からの除外申請を認め、すべての自治体で除外申請できるよう、国に求めること。	自衛官の募集事務は、自衛隊法に基づく都道府県知事及び市町村の法定受託事務であり、募集対象者の名簿の提供は、市町村の判断で行われているものである。引き続き法令に基づき市町村等と連携して自衛官募集事務の目的を適正に達成できるよう事務を行っていく。
【中小業者・賃金・雇用関係】 ① 10月からのインボイス制度の実施を中止・延期するよう国に求めること。	複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度について、実施の中止・延期を求める考えはない。本県では、円滑な制度移行に向けて、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるよう国に要望しているところである。
②中小業者への燃油・物価高騰に対する直接支援を実施すること。	これまでに県が実施した給付金による直接支援は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための営業時間短縮や行動制限等への協力要請に伴う売上減少等に対して一定額を支給する緊急措置であったが、現在は、そのような抑制的な措置はとっておらず、新たな給付金を創設することは考えていない。 なお、令和5年6月補正予算において、市町村と協調し最大で実質無利子化する資金繰り支援（地域経済変動対策資金（エネルギー・原材料価格高騰対策枠））を12月末まで延長したほか、価格適正化等に向けた専門家相談窓口の設置等により、中小業者への物価高騰に対する支援を行っている。
③コロナのゼロゼロ融資の返済免除制度を創設すること。	計画的な返済や事業者の状況に応じた柔軟な条件変更対応が行われるよう、関係機関が連携しながらゼロゼロ融資の借入企業のモニタリングを通じたフォローを行っているところであり、実行額約2,000億円のうち、すでに500億円が順調に返済されてきているところである。引き続き県内事業者に寄り添った支援を実施していく。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
④鳥取地方最低賃金審議会で、鳥取県の最低賃金は時給 900 円と答申された。過去最大の上げ幅となったことは一歩前進であるが、中小企業への社会保険料等の賃上げ支援とセットで実施するよう国に求めること。	<p>最低賃金については、令和 5 年度中の大幅な引上げを見込み、中小企業が行う賃上げに向けた前向きな取組を支援する賃金アップ環境整備応援補助金を 6 月補正で拡充したところである。</p> <p>また、国においても賃上げを支援する業務改善助成金の拡充が検討されていることから、労働局と連携した周知や、新聞折込チラシ等による集中的な広報啓発により当該支援策の活用を促し、賃上げに対応する事業者を支援する。</p> <p>なお、中小企業社会保険料等への直接支援など、一時的な対策を国に要望することは考えていない。</p>
⑤ジャパンディスプレイが、2025 年 3 月をめどに鳥取工場の液晶パネル生産を終了すると発表した。それに伴って、従業員 499 人中 120 人が他拠点に配置転換されるとのことだが、県から補助金を受けた会社であり、無理な配置転換や、雇用切り・派遣切りをしないよう、社会的責任を果たすよう、会社を指導すること。	<p>ジャパンディスプレイについては、同社発表翌日には県と鳥取市による情報連絡会議を開催し情報共有するとともに、県と市で協力して対応していくことを確認した。</p> <p>また、8 月 7 日には同社代表執行役会長 CEO に対し、拠点の維持や雇用への配慮等を直接要請し、今後も定期的に同社と県及び市でコミュニケーションを取りながら未来の発展のために協力していくことを確認した。同社は生産終了後も鳥取工場は戦略拠点として事業継続し、従業員については雇用維持する方針を示しているが、一部報道では 120 名程度の従業員を県外工場に移転する方針との報道もあり（同社によると、現時点では決定事項ではなく、まずは鳥取の拠点内または県外他拠点への配置転換等を検討していく方針とのこと）、引き続きその動きに注視し、状況を十分に把握した上で地域経済への影響を最小限に抑えながら機動的に対応していく。</p>
<p><b>【農林漁業関係】</b></p> <p>①肥料や飼料、燃油、生産資材の価格高騰に対する補填の実施延長・充実にすること。</p>	<p>肥料や飼料等の農業関係資材の高騰に対し、国と県で支援を行っているところであり、これらの支援を着実に実施する。また、今後の肥料・飼料等の価格や国の対策の動向を見ながら、対策の継続や政府に対する支援の要請を検討する。</p>
②水田活用直接支払交付金の削減（見直し）を中止し、自給率が低い畑作物等への交付額を増やすこと。米価の下落に対して対策を講じること。	<p>米価安定に向けた主食用米以外への作付転換を円滑に進めるため、産地交付金を含む「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保とあわせ、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援拡充について、令和 5 年 6 月に国に要望した。</p>
③エサ代の高騰が続いており、酪農所得補償制度を創設すること。	<p>酪農経営所得補償制度の創設について、令和 5 年 4 月及び 6 月に国に要望した。</p>
④自治体が半農半 X に取り組めるよう支援策を講じること。	<p>農業以外の他産業と連携して農業経営体を実施する農業研修に係る支援を行うとともに、農業体験機会の提供や農業人材センターによる人材マッチングにより、多様な農業人材の確保に向けて取り組んでいる。</p>
<p><b>【買い物環境・インフラ関係】</b></p> <p>① J R 西日本の廃線計画は撤回を求めること。改正法に基づく協議は廃線前提としないこと。国が責任をもって鉄道が維持できるよう支援を求めること。</p>	<p>改正法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の趣旨は、利用者の利便を維持・確保することであり、JR の廃線を前提としたものではない。なお、国に対しては、国が中心となり、単に採算性のみにとらわれることなく鉄道ネットワークの維持の手法を確立するよう、令和 5 年 6 月 27 日に鳥取県自治体代表者会議及び鳥取県地方分権推進連盟において要望を行った。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>②トスク閉店問題は、対応が難航している。トスク本店のテナントからは、移転補償を求めても回答がないとの声も出ている。JAに対して、店舗維持や、テナントへの補償や説明、雇用維持といった、社会的責任を果たすよう求めること。</p>	<p>トスク本店のテナント関係については、民間企業間の交渉事であり、JA とテナントとの間で順次整理を進めていると聞いており、交渉状況を注視していきたい。</p> <p>また、雇用維持については JA、国・県のハローワークによる説明会の実施など関係機関が連携して対応しているところである。</p>
<p>③トラック・配送業者が、ガソリン代高騰と労働時間規制で廃業の危機を訴えている。事業が継続できるよう支援すること。</p>	<p>トラック事業者の事業継続に向けて、県から（一社）鳥取県トラック協会に対して、運輸事業振興助成助金を拠出し、同協会が県内トラック事業者に対して経営適正化、人材確保及び安全運行等に関する様々な支援を行っている。</p> <p>また、「物流の2024年問題」の解決に向けて、物流事業者や荷主が実施する物流効率化や労働環境改善等のホワイト物流推進の取組についても支援を行っている。</p>